

甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

昭和 63 年 5 月 1 日

環第 1 号

(目的)

第 1 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、もってごみの減量化と堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみを処理する機器（以下「生ごみ処理機器」という。）を購入し使用する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するについて、甲府市補助金等交付規則（昭和 38 年 11 月規則第 50 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象となる生ごみ処理機器)

第 2 補助金の対象となる生ごみ処理機器（中古品を除く）は、次の各号のいずれかに該当する機能を有するもので、市長が認めたものをいう。

- (1) 生ごみを微生物により自然に発酵又は分解して、堆肥化又は減容化させる機能を有するもの
- (2) 生ごみを電気式により攪拌粉碎又は乾燥し、堆肥化又は減容化させる機能を有するもの

(補助対象者)

第 3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者。ただし、事業所は除く。
- (2) 生ごみ処理機器を常に良好な状態で維持管理できる者
- (3) 堆肥化したごみを自家処理できる者
- (4) 申請者又は申請者と同一世帯の者が過去 3 年以内にこの補助を受けていないこと。ただし、第 4 第 1 項第 1 号に定める補助対象基数に満たない場合は、この限りでない。
- (5) 市内に所在する店舗で生ごみ処理機器を購入した者

(補助金額等)

第 4 補助金の額等は、次の各号に掲げる生ごみ処理機器の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 2 第 1 号に掲げる生ごみ処理機器 購入価格の 2,000 円までは全額、2,000 円を超えた部分はその額の 2 分の 1 とし、補助限度額は 5,000 円とする。また、補助対象基数は 1 世帯につき 2 基までとする。
- (2) 第 2 第 2 号に掲げる生ごみ処理機器購入価格の 3 分の 2 とし、補助限度額は 50,000 円とする。また、補助対象基数は 1 世帯につき 1 基とする。

2 前項の規定による補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第 1 項に規定する購入価格は、生ごみ処理機器本体購入額で消費税相当額を含み、送料等の金額を含まない額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市

生ごみ処理機器購入補助金交付申請書（第 1 号様式）に世帯全員の住民票の写し、領収書、及び機器の仕様書又は説明書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の領収書は、生ごみ処理機器の名称、基数、購入店名、購入日、購入者の氏名、購入価格及び消費税等相当額が明記されているものとする。

（補助金の交付決定）

第 6 市長は、第 5 に定める交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否及び補助金の額を決定し、甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、補助金を交付する旨を決定したときは、補助金を交付することによりこれに代えることができるものとする。

（事業報告）

第 7 規則第 6 条に定める決算及び事業報告については、第 5 に定める領収書の提出によりこれに代えるものとする。

（交付の取消又は補助金の返還）

第 8 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 生ごみ処理機器を本来の目的以外に使用したとき。
- (3) その他この要綱に定める事項に違反したとき。

（その他）

第 9 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に購入された生ごみ処理機器に係る補助金の交付については、改正後の第 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に購入されたごみ処理機器に係る補助金の交付については、改正後の第 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。